

介護予防・日常生活支援総合事業費 に係る債権差押・譲渡について

本会では、平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防・日常生活支援総合事業が開始された新潟県内の市町村に所在する介護サービス事業所等に係る総合事業費の債権差押及び債権譲渡については、以下の取り扱いとしておりますのでご留意ください。

●平成 27 年 5 月末までに本会で受理した債権差押・譲渡通知書

通知書には「総合事業費」の文言はありませんが、該当介護サービス事業所等に係る総合事業費も含め債権差押・譲渡の処理をいたします。

なお、「総合事業費」の文言を記載した通知書を、再提出する必要はありません。

●平成 27 年 6 月以降に本会へ提出する債権差押・譲渡通知書

該当介護サービス事業所等が総合事業費を本会に請求している（又は請求予定）場合は、通知書に「介護保険法に基づく一切の介護報酬債権及び公費負担医療費、総合事業費」など、「総合事業費」を明記するようお願いいたします。